

# うらたの里短期入所生活介護 利用料金表

令和元年10月改正

負担限度額認定証

## 第1段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	514円	6円		300円	820円		要支援1	1,640円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 ○若年性認知症利用者受入加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ(※3)
要支援2	638円	6円				要支援2	1,764円		
要介護1	684円	6円		要介護1	1,810円				
要介護2	751円	6円		要介護2	1,877円				
要介護3	824円	6円		要介護3	1,950円				
要介護4	892円	6円		要介護4	2,018円				
要介護5	959円	6円		要介護5	2,085円				

負担限度額認定証

## 第2段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	514円	6円		390円	820円		要支援1	1,730円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 ○若年性認知症利用者受入加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ(※3)
要支援2	638円	6円				要支援2	1,854円		
要介護1	684円	6円		要介護1	1,900円				
要介護2	751円	6円		要介護2	1,967円				
要介護3	824円	6円		要介護3	2,040円				
要介護4	892円	6円		要介護4	2,108円				
要介護5	959円	6円		要介護5	2,175円				

負担限度額認定証

## 第3段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	514円	6円		650円	1,310円		要支援1	2,480円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 ○若年性認知症利用者受入加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ(※3)
要支援2	638円	6円				要支援2	2,604円		
要介護1	684円	6円		要介護1	2,650円				
要介護2	751円	6円		要介護2	2,717円				
要介護3	824円	6円		要介護3	2,790円				
要介護4	892円	6円		要介護4	2,858円				
要介護5	959円	6円		要介護5	2,925円				

負担限度額認定証

## 第4段階

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	514円	6円		1,392円	2,006円		要支援1	3,918円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 ○若年性認知症利用者受入加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ(※3)
要支援2	638円	6円				要支援2	4,042円		
要介護1	684円	6円		要介護1	4,088円				
要介護2	751円	6円		要介護2	4,155円				
要介護3	824円	6円		要介護3	4,228円				
要介護4	892円	6円		要介護4	4,296円				
要介護5	959円	6円		要介護5	4,363円				

※1:固定加算料金の内訳は、サービス提供体制強化加算Ⅱ(1日:6円)です。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。




※2:別途かかる加算については、該当された場合のみ加算されます。これら加算は介護保険負担分となります。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。

※3:処遇改善加算Ⅱは、介護保険負担分(基本+※1の加算+※2の加算)の総額に6.0%を乗じて算出された金額になります。

【各種加算の内容と加算額について】

サービス提供体制強化加算Ⅱ	6円/日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上である場合。
送迎加算	184円/回	利用者の心身状態、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、送迎サービスを提供した場合。
療養食加算	23円/日	医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、特別な場合の検査食を提供した場合。(ただし事業所の調理・栄養管理体制により、対応できないものもあります)
緊急短期入所受入加算	90円/日 (7日、または14日を限度)	①ケアプランで計画的に利用となっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、②利用者の状態や家族等の事情でケアマネジャーが緊急に短期入所生活介護を利用することが必要と認めた場合。7日間を算定限度とするが、利用者の日常生活上の介護等を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間まで算定できる。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症と診断を受けている利用者を受け入れ、かつ、個別に担当者を定め、その担当者を中心に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総額単価の 6.0%	①介護職員の賃金の改善に取り組んでいる(計画・実施・報告)こと、②任用時の職責・職務内容等の要件を定めていること(併せて全ての職員に書面で周知していること)、③資質向上のための支援計画の策定・研修の実施および機会の確保をしていること(併せて全ての職員に周知していること)、④労働関係法令等を遵守していること以上の要件を満たしている場合。

【医療面での対応について】

-  以下の医療面での処置が必要な方については当事業所で対応可能です。
- 褥瘡の処置   ○浣腸・摘便   ○導尿   ○膀胱留置カテーテル   ○人工肛門   ○在宅酸素療法
- 経管栄養(胃ろうのみ)   ○喀痰吸引
-  以下の医療面での処置が必要な方については当事業所で対応できません。
- 腎ろう   ○膀胱ろう   ○経管栄養(経鼻・腸ろうなど、胃ろう以外のもの)   ○点滴
- 中心静脈栄養
-  以下の医療面での処置が必要な方については要相談となります。
- インシュリン注射・・・自己管理でき、かつ身体状態により可能です。
- 人工透析・・・透析にかかる通院をご家族等に行っていただき、かつ身体状態により可能です。
- 気管切開・・・切開時期、使用カニューレ等の器具により異なりますので要相談となります。

【負担割合証2割、3割の方について】

表面の介護保険負担分の金額は、1割負担の方の金額になります。「2割」「3割」の負担割合証をお持ちの方は、表記の介護保険負担分の金額をそれぞれ2倍、3倍にしたもので計算してください。なお、食事・滞在費の自己負担分については負担割合証によるものにはなりませんのでご注意ください。